

(6) 半印勘合 琉球よりの使節であることを証明する割り印を押し
た証明書。

(7) 収執 受け取る。

(8) 関津 水陸の要所に設置された関所。税関。

(9) 巡哨 見回る。巡回する。巡邏する。

(10) 驗実 調べて事実かどうか確かめる。

(11) 放行 解放して通行させる。

(12) 留難 引き留めて難題をふっかける。

(13) 此れを准けしむ 「准此」は各種の下行文や、官庁の発行する身分証明書の類のあて先の終わりに慣用的に記す語。この符文を可とする、の意（「用語解説」准此の項を参照）。

2-91-35

国王尚温の、進貢のため耳目官向必頭等を派遣するむねの符

文（嘉慶五《一八〇〇》）

琉球国中山王尚（温）、進貢の事の為にす。

照得するに、本爵、世々天朝の洪恩¹に沐す。会典に遵依して二年一貢なること、欽遵して案に在り。

茲に嘉慶五年の進貢の期に当たり、特に耳目官向必頭・正議大夫阮翼・都通事蔡邦錦等を遣わし、表章を齎捧し、梢役共に二百を過ぎざるの員名を率領し、海船二隻に坐駕し、常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運し、両船

に分載す。一船は礼字第一百六十五号、煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、一船は礼字第一百六十六号、煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載し、前みて福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴きて聖禮を叩祝せんとす。

所有の差去せる員役は、文憑無ければ、各処の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此れが為に、理として合に符文を給発し、以て通行に便ならしむべし。今、王府の礼字第一百六十四号の半印勘合符文を給し、都通事蔡邦錦等に付し、収執して前去せしむ。

如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇えば、即便に放行し、留難して遅慢するを得ること母からしめよ。須らく符文に至るべき者なり。

計開

正使耳目官一員 向必頭 人伴一十二名

副使正議大夫一員 阮翼 人伴一十二名

朝京都通事一員 蔡邦錦 人伴七名

護送都通事一員 蔡清派² 人伴四名

在船都通事一員 林日新⁴ 人伴四名

在船使者四員 向文亨⁶ 人伴一十六名

存留通事一員 阿思明⁸ 人伴六名

在船通事一員 毛超群¹⁰ 人伴四名

管船火長・直庫四名 蔡肇業¹² 人伴四名

¹⁵ 陳承昌 ¹⁶ 昂長泰

¹⁷ 蔡執中 ¹⁸ 林賢兒

外に護送直庫 昂長基・新賜福 二名有り

水梢共に一百十七名、外に護送水梢二十六名有り。

右の符文は都通事蔡邦錦等に付し、此れを准けしむ

嘉慶五年（一八〇〇）

注 (1) 洪恩 大いなる恩恵。

(2) 蔡清派 嘉慶五年冊封謝恩の護送都通事。『宝案』ではほかに嘉慶七年進貢の朝京都通事としても名がみえる（巻九四）。

(3) 在船都通事 進貢船乗員の役職の一つ。赴京せず、その船で帰国する都通事を、進貢正副使とともに使節団の一員として北京へ赴く都通事と区別するための呼称。接回などの赴京要員のない渡航では、船と共に帰る在船都通事も単に都通事と呼ぶ。久米村系の人を任ずる。康熙十九年頃から、一回の進貢に在船都通事二人、在船通事一人が任ぜられ、頭号船には在船都通事一人が存留通事一人と共に、二号船には在船都通事・在船通事各一人が乗船するという形にほぼ定着した。

(4) 林日新 雍正九〜嘉慶六年（一七三二〜一八〇一）。久米村系林氏（名嘉山家）十三世。金城里之子親雲上。乾隆四十年座敷、嘉慶三年中議大夫に陞る。乾隆三十五年の頭号船火長を務め、三十九年に勤学として福州に赴き、四十一年に中国に漂着した琉球船の通事として帰国。嘉慶元年、五年の頭号船大通事として中国に赴いた。嘉慶六年に福州で没した（『家譜（二）』九二六頁）。日新の墓は兄維新（一七八七年没）とともに福州倉山区にあったという（徐恭生『中国・琉球交流史』ひるぎ社、一九九一年）。

(5) 在船使者 進貢船で福建に渡り、進京せず、その船で帰国する

使者を、同行の上京する使者と区別するための呼称。接回や探問など上京要員のない渡航では、船と共に帰る使者も単に使者と呼ぶ。首里・那覇系の人が任じられた。

(6) 向文亨 嘉慶五年進貢の在船使者。『選編』嘉慶六年の福建巡撫汪志伊の題本によると、向文亨・林日新・毛超群は嘉慶六年に福州で病故した。

(7) 翁廷柱 首里系翁氏。徳平里之子親雲上（『世譜』）。嘉慶五年進貢の在船使者。『宝案』ではほかに嘉慶元年進貢の在船使者（巻八五）、八年商船送還の在船使者（巻九六）として名がみえる。

(8) 阿思明 嘉慶五年進貢の在船使者。『宝案』ではほかに乾隆六十年接貢の在船使者として名がみえる（巻八三）。

(9) 毛著隆 首里系毛氏。村山里之子親雲上（『家譜（二）』六頁、王秉乾の譜）。嘉慶五年進貢の在船使者。『宝案』ではほかに嘉慶十年接貢の在船使者として名がみえる（巻九九）。

(10) 存 校訂本は「在」だが、「九一三六」により「存」とした。

(11) 毛超群 久米村系毛氏。奥間里之子親雲上（『家譜（二）』三四四頁、蔡肇業の譜）。嘉慶五年進貢の存留通事。嘉慶六年に福州で病故した（『選編』）。

(12) 蔡肇業 乾隆二十一〜道光七年（一七五六〜一八二七）。久米村系蔡氏（上原家）十四世。翁長親方。乾隆四十六年通事、五十四年都通事、嘉慶十五年正議大夫、同年申口座、十九年紫金大夫に陞る。嘉慶五年進貢の在船通事、十一年進貢の朝京都通事、十五年進貢の副使正議大夫を務めた。嘉慶十三年家統を継ぎ大里間切崎原地頭職、十九年知行高二十石を授かり、二十年豊見城間切翁長地頭職へと転地（『家譜（二）』三四三頁）。

(13) 火長 管船火長のこと。夥長とも書く。「九〇一七」夥長「参照」。

(14) 直庫 管船直庫のこと。直庫の中国における職掌については、

万曆四十五年頃刊の張燮『東西洋考』巻九、舟師考に「其の(船の)戦具を司る者を直庫と為す」とある。近世の琉球における直庫は「船頭」に相当する。

- (15) 陳承昌 嘉慶五年進貢の管船火長。
- (16) 昂長泰 嘉慶五年進貢の管船直庫。『宝案』ではほかに嘉慶七年進貢の管船直庫として名がみえる(巻九四)。
- (17) 蔡執中 嘉慶五年進貢の管船火長。
- (18) 林賢見 嘉慶五年進貢の管船直庫。『宝案』ではほかに嘉慶七年進貢の管船直庫として名がみえる(巻九四)。
- (19) 昂長基 嘉慶五年の冊封使護送の管船直庫。
- (20) 新賜福 嘉慶五年の冊封使護送の管船直庫。

2-91-36

国王尚温の、冊封の謝恩のため法司王舅毛国棟等を派遣する

むねの執照(頭号船)(嘉慶五《一八〇〇》、九、十二)

琉球国中山王尚(温)、進貢謝恩の事の為にす。

切照するに、嘉慶五年、欽差の正使翰林院修撰趙・副使内閣中書李の詔勅を恭捧して敝国に貴臨し、詔勅を宣読して王爵を授封せらるるを蒙る。盛典已に行われ、例として官を遣わし、土儀を具えて京に赴き謝恩する有り。

此れが為に特に正使法司王舅毛国棟・副使紫金大夫鄭得功・使者向天禧・都通事鄭国鼎等を遣わし、表咨を齎捧せしむ。坐駕せ

る頭号船は、内に謝恩の官伴六十六員名、進貢の官伴・水梢七十七員名、共計一百四十三員名なり。

今、謝恩の貢物を除くの外、常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運し、両船に分載す。一船は礼字第一百六十五号、煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載す。一船は礼字第一百六十六号、煎熟硫黄六千三百觔・紅銅一千五百觔・煉熟白剛錫五百觔を装載す。前みて福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴きて聖禧を叩祝せんとす。

抛る所の差去せる員役は、文憑無ければ、各処の官軍の阻害して便ならざるを恐る。此れが為に、理として合に執照を給発し、以て通行に便ならしむべし。今、王府の礼字第一百六十五号の半印勘合執照を給し、存留通事毛超群等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海巡哨の官軍の験実^{まじ}に遇えば、即便に放行し、留難して遅慢するを得ること母からしめよ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

正使法司王舅一員	毛国棟	人伴二十五名
副使紫金大夫一員	鄭得功	人伴一十七名
使者一員	向天禧 ^②	人伴七名
朝京都通事一員	鄭国鼎	人伴六名
進貢在船使者二員	向文亭 翁廷柱	人伴八名